監査公表第 851 号 令和 4 年 (2022 年) 11 月 7 日

 札幌市監査委員
 藤
 江
 正
 祥

 同
 愛
 須
 一
 史

 同
 鈴
 木
 健
 雄

 同
 國
 安
 政
 典

## 措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について(令和4年 10月26日付け札総第1384号)」が提出されましたので、地方自治法第199条 第14項の規定により、当該通知(写し)を別添のとおり、公表いたします。

令和4年(2022年)10月26日

札幌市監査委員 藤江 正祥 様

同 愛須 一史 様

同 鈴木 健雄 様

同 國安 政典 様

札幌市長 秋元 克広

## 定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いた します。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

- 1 指摘に対する措置(令和4年度監査報告第3号に掲載された指摘事項に係るもの)
  - (1) 令和 4 年度第 1 回定期監査 (事務監査) 関係

監査対象	南区土木部
監査委員の	第1 指摘事項/1 収入事務/(1) 道路占用料に関する事務を
指摘事項	適正に行うべきもの
	工事用施設等に係る道路占用料の算定において、職員の関係規
	程等の確認不足により、占用料の算定基礎となる占用面積や占用
	期間の算出を誤り、また、決裁過程においても確認を怠ったため、
	占用料を過大又は過少に徴収しているものがみられた。
	今後は、道路占用料に関する事務処理について職員の理解を十
	分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適
	正な事務の執行に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

直ちに差額について追加徴収及び還付の手続きを行った。

係会議などを通じて道路占用料算定の基本的考え方について周知徹底を図り、道路占用許可事務の手引きをいつでも見られる場所に置くとともに、複数職員によるチェック体制を強化した。

Bb + 41. 45	工业学习用自然类体型型
監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の	第1 指摘事項/1 収入事務/⑵ 債権管理に関する事務を適
指摘事項	切に行うべきもの
	債権管理に関する事務について、以下のとおり不適切な取扱い
	がみられた。
	ア 水洗化改造資金等貸付金の債権管理を適切に行うべきもの
	水洗化改造資金等貸付事業については、平成23年度で事業
	が終了しており、それ以降は新たな貸付けは行われていない。
	当初の償還期日から10年以上滞納が続いているが、数年間
	ほぼ催告等が行われておらず、状況に進展がない事例が散見
	された。
	今後は、現状を漫然と継続するのではなく、滞納者に対す
	る対応方針について組織的な検討を行い、適切な事務の執行
	に努められたい

#### ≪指摘に対する措置≫

適正な債権管理のため、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い休止していた電話と文書による債務者の現状確認を再開し、一部の債務者と分割納付についての折衝を始めたところであり、今後も訪問を含めた折衝を続けていく。

また、財政局管財部と債権管理について相談しながら、将来の徴収見込みが極めて低いと判断した債権について、債権放棄等を含めた債権管理方法を検討していく。

監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の	第1 指摘事項/1 収入事務/(2) 債権管理に関する事務を適
指摘事項	切に行うべきもの
	債権管理に関する事務について、以下のとおり不適切な取扱い
	がみられた。
	イ 受益者負担金に関する債権管理事務を適切に行うべきもの
	受益者負担金の債権管理事務においては、毎月収入状況を
	課長まで報告するほか、督促状送付の際や不納欠損処理をす
	る際には、決裁を得ている。
	しかしながら、滞納発生から不納欠損処理をするまでの間
	は、担当職員が滞納整理票を管理しているものの、滞納や催
	告の状況に関する上司への報告、又は上司からの指示の有無
	などが判然としない。
	また、督促状送付以外の催告等を数年間実施しないまま時
	効を迎えている事例もみられた。
	下水道事業受益者負担金制度は、負担の公平を図りつつ公
	共下水道の整備を促進させる趣旨で採用した制度であること
	からも、その債権管理事務においては、関係法令等に基づく
	適切な事務の執行に併せて、組織的な進行管理に努められた
	V'o

## ≪指摘に対する措置≫

滞納整理業務内容を担当者から係長へ月1回報告したことの記録を残し、係 長から担当者への指示・助言等の内容を滞納整理票に記録することとした。

また、適正な債権管理のために、電話による債務者の現状確認を行うこととし、今後も文書や訪問を含めた滞納整理業務を続けていく。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の	第1 指摘事項/1 収入事務/(3) 普通財産の貸地料に関する
指摘事項	事務を適切に行うべきもの
	普通財産である河川整備財産の貸地料の滞納者に対して、滞納
	となっている貸地料の支払い及び貸地に放置された石材等の撤去
	の指導を不定期に行ってきており、従前から分割納付の意思表示
	があったものの、実地監査時点において全く進展していなかった。
	今後は、滞納者に対し収入及び預貯金等の資産を把握できるも
	のを求め、また、貸地の現状の確認を定期的に行って滞納者と折
	衝するなど、適切な事務の執行に努められたい。

## ≪指摘に対する措置≫

滞納者が生活保護受給者であることからも返済能力がないとされているところではあるが、その確認のため、収入や資産を確認できる挙証書類の提出を求めるほか、定期的な現況確認と滞納者との折衝にも努めることとした。

これまでの催告により、滞納分の一部について支払われ、状況に進展が見ら

れた。更には、今年度の催告を行うため、現在、滞納者と訪問日程の交渉を行っているところである。

監査対象	市民文化局地域振興部
監査委員の	第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に
指摘事項	行うべきもの
	ア 積算を適正に行うべきもの
	(ア) 適切な単価により積算すべきもの
	役務の調達にかかる積算価格の算定に際しては、物価資
	料などの市販図書や複数業者からの参考見積書を参考に算
	定することとされているが、当該業務とは関連のない人員
	単価を使用しているものがみられた。
	(イ) 仕様に基づき積算すべきもの
	市内の小学校に冊子を納入するための仕分・梱包・発送
	業務において、梱包後の厚みにより、発送(納入)先が本
	市と各学校に分かれる仕様であったが、積算は学校納入単
	価で一律になされていた。
	また、受託者への冊子の引渡しについては、仕様書に業
	務として記載していなかったが、受託者が印刷業者の保管
	場所に受取りに行っていることから、業務として明記し積
	算すべき内容であった。

#### ≪指摘に対する措置≫

## (ア) について

今後は業務と同業種かつ複数業者からの見積単価を参考にするなど、適切な 積算に努めるよう、契約に関する職場内研修等を通じて関係職員へ周知徹底 し、管理職も含めたダブルチェックの体制を強化してまいる。

## (イ) について

本業務における指摘は仕様・積算・見積の業務全般において前例踏襲が原因であり、契約に関する職場内研修等を通じて関係職員へ周知徹底する。

また、今後の事務執行においては前例を参考としつつ、業務改善・経費節減の視点で事業を見直し、適切な執行に努める。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の	第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に
指摘事項	行うべきもの
	イ 公共ます設置に関する契約事務を適正に行うべきもの
	公共ます設置については建設業法上の建設工事に該当する
	が、貴部は役務契約(単価契約)により発注している。
	しかしながら、建設工事については、本来、工事請負契約を
	締結すべきものである。現状の契約方法から変更するには、多
	岐に及ぶ課題があるとのことだが、それらにも対応する新たな

仕組みづくりの検討も含め、関係部局と協議連携するなど、適 正な契約事務となるよう改善に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

現行において担保している種々の施工条件を満たしつつ、工事請負として契約を締結するためには、工事契約において新たな制度設計が必要となることから、これを機に、契約手法の改変に留まらず、昨今の建設業界における様々な事情等を勘案し、将来的にも安定した施工が見込めるよう、発注条件等の見直しや今後の公共ます設置事業のあり方について検討・検証を行い、市民サービスの低下及び事業者の負担増とならない仕組みづくりを契約事務所管課に提案し、協議を進めていきたい。

まずは、より詳細な現状把握のため、直近の施工状況についてデータ化を進めるとともに、役務契約と工事契約との制度上の相違から生じる見直しの必要性などについて今後、1年程度を目途にして整理し、方向性を出したい。

# 監査対象 病院局 監査委員の 第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に 行うべきもの 指摘事項 ウ 物品購入等に係る手続きを要領に基づき適正に行うべきもの (ア) 従前、目的外使用許可により設置していた床頭台につい て、緊急に追加する必要があったことから借受により調達 を行ったが、「札幌市病院局物品・役務契約等事務取扱要 領」(以下本項目において「要領」という。)で定める手 続きに基づかず、目的外使用許可に関連するものとして、 覚書の締結による処理を行っていた。 (イ) 病室で使用するカーテンについて、緊急に交換、クリー ニングを行う必要があったことから、別途、市立札幌病院 寝具等供給・洗濯・縫製等業務(以下本項目において「基 本業務」という。)を受託している事業者に当該緊急業務 を発注しているが、要領で定める手続きに基づかず、また 基本業務の改定という位置付けではないにも関わらず、覚 書の締結による処理を行っていた。 これらの事例は、組織としての規程の理解不足等に起因した 誤りであるが、今後は要領に基づき適正な事務の執行に努めら れたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

- (イ)についてはすでに完了している契約であるが、(ア)については現在 も継続している契約である。
- (ア)については、上記指摘を受け、改めて契約書にて契約締結すべく、契約書の内容等について相手方と調整を行っている。

また、今後、同様の契約を締結する際は、締結起案にて根拠規定を明確にすることにより、決裁等における上司によるチェックも徹底する。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の	第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に
指摘事項	行うべきもの
	エ 役務と印刷物の製造が混在した契約を行っているもの
	(ア) 汚泥処理施設総括管理業務については、役務契約の手続
	きにより委託していたが、組織としての規程の理解不足等
	により、当該業務の仕様の中に印刷物の製造が含まれてい
	た。
	今後は、印刷物の製造について、「札幌市印刷物発注ガ
	イドライン」に基づき、物品契約の手続きにより印刷製造
	設備を有する印刷会社へ発注するなど、適正な事務の執行
	に努められたい。

## ≪指摘に対する措置≫

## (ア) について

印刷物の発注は「札幌市印刷物発注ガイドライン」に基づき、物品契約の手続きに従い事務処理を行うことについて、契約担当部署からのメール及び関係課長会議において周知を行った。

また、部内の事務処理マニュアル「管理の手引き」に印刷物発注に係る手続きについて記載することとした。

監査対象	病院局
監査委員の	第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に
指摘事項	行うべきもの
	エ 役務と印刷物の製造が混在した契約を行っているもの
	(イ) 印刷物の発注に当たり、組織として規程等を確認するこ
	となく前例踏襲を続けていたことなどにより、役務的な要
	素を含むことを理由に業務委託契約としていた事例や、高
	度なデザイン制作業務を含めて物品契約としていた事例が
	みられた。
	印刷物の発注は製造の請負に当たり、物品契約の手続き
	に従い事務処理を行う必要がある。また、高度なデザイン
	制作の発注は役務契約の手続きに従い処理を行う必要があ
	る。
	今後は、「札幌市印刷物発注ガイドライン」に基づき、
	内容が混在している場合は物品契約と役務契約に分けて契
	約するなど、適正な事務の執行に努められたい。

## ≪指摘に対する措置≫

診療科案内誌及び広報誌の印刷発注にあたっては、物品契約の手続きに従い 事務処理を行うとともに、デザイン制作については「高度なデザイン」に該当 するものかを含めて次年度の契約手続きの検討を行うこととした。

医誌製本契約にあたっては、次年度の契約に向け、契約に含まれていたデザイン業務を仕様書から削除することとした。また、本件について、係会議で問題点、措置対応状況を共有するとともに、係長及び係員の引継書に本資料を添付することを申し合わせ、事務処理が逆行することのないように配慮する。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の	第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に
指摘事項	行うべきもの
	オ 産業廃棄物処理の委託に係る事務を適正に行うべきもの
	産業廃棄物処理を広域認定制度の認定を受けた者に委託する
	に当たり、組織としての法令等の理解不足等により、請書を徴
	しているのみで、法令に基づく委託契約書を取り交わしていな
	い事例がみられた。
	産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその
	事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処
	理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に
	規定されている。
	今後は、産業廃棄物処理の委託に関する一連の事務処理につ
	いて職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められた
	٧١ <sub>°</sub>

#### ≪指摘に対する措置≫

## オについて

産業廃棄物の処理を委託する場合は、契約金額にかかわらず法令に基づく契約書を取り交わすことについて、契約担当部署からのメール及び関係課長会議において周知を行った。

また、部内の事務処理マニュアル「管理の手引き」に産業廃棄物の処理に係る手続きについて記載する。

監査対象	病院局
監査委員の	第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に
指摘事項	行うべきもの
	カ 産業廃棄物処理に係る排出事業者としての責任を果たすべき
	もの
	物品購入契約に、事務処理の正当性を確認することなく簡略化
	を優先したことなどにより、購入に伴い不用となる産業廃棄物処
	理業務の一部(処理事業者の選定、委託料の決定、支払事務)を
	含めている事例がみられた。
	「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」(平成
	29年3月21日付け環境省 廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)
	において、排出事業者は、委託する処理事業者を自らの責任で決
	定すべきであり、処理委託の根幹的内容(委託する廃棄物の種類・

数量、受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等)の決定を第 三者に委ねるべきではないとして、排出事業者自らの責任におい て適正に処理することを求めている。

処理事業者との契約は貴部が行っているが、第三者を介することで仲介手数料等が発生し、処理事業者に正当な処理費用が支払 われない恐れもあることから、適正な事務の執行とするよう見直 しをされたい。

## ≪指摘に対する措置≫

物品調達にあたり当院側から産業廃棄物が発生する場合には、仕様書に「受注者は、当院の指示する場所に既存品の搬出を行うこと。」といった旨を記載することとした。

今年度についてはベッドマットレスの調達を告示中であるが、仕様書は前述のとおり修正しており、別途契約済の産業廃棄物処理業務にて廃棄を行う。

本件については係会議で問題点、措置対応状況を共有するとともに、係長及び係員の引継書に本資料を添付することを申し合わせ、事務処理が逆行することのないように配慮する。

# 監 査 対 象下水道河川局事業推進部監査委員の第 1 指摘事項 / 2 支出事務 / (1) 契約に関する事務を適正に指摘事項行うべきものキ 契約後の仕様変更に係る事務を適正に行うべきもの

汚泥処理施設総括管理業務(1者特定の随意契約)については、履行期間中に、業務の減少及び追加の仕様変更が生じているが、この際、仕様の変更部分を明示した改定契約書を取り交わしていなかった。また、委託料については変更していなかったが、業務の減少及び追加に係る積算の証跡がなく、委託料を変更しないことの妥当性が判然としなかった。

今後は、業務の減少及び追加をする場合には仕様の変更部分を明示した改定契約書を取り交わし、また、結果的に委託料を変更しないとしても業務の減少及び追加に係る積算を行ったうえで証跡を残すなど、適正な事務の執行に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

キについて

設計積算時に履行期間中の業務の増減が生じないよう複数の職員で確認し 内容の精査を徹底するとともに、緊急的な故障対応等が発生しやむを得ず委託 内容を変更する場合には、確実に変更に係る積算の証跡を残すこととした。

## 監 査 対 象 豊平区土木部

# 監査委員の 指摘事項

第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に 行うべきもの

ク 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの

雪堆積場管理業務の契約約款では、受託者が契約履行中に第 三者に損害を与えたときはその賠償の責めを負うものとしている。業務を受託するに当たっては、損害賠償保険に加入することや、作業用車両については自動車損害賠償責任保険等に加入することを義務付け、あわせて各保険証券の写しを提出させることとしているが、これらを徴していないものがみられた。

契約事務において、受託者に提出を求めている書類は、役務の適正な履行の確保のため必要なものであることを認識され、 今後は、契約関係書類等について、十分に確認のうえ、チェック体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

直ちに受託業者に必要書類の提出を求め、提出された書類内容の確認を行うとともに、係会議を開き関係契約約款の内容の確認及び事例の周知を図った。 併せて、実地監査により不備が判明したことを朝礼において課内に周知し、 業務受託に伴う受託業者からの提出書類の確認についての注意喚起を行うと 共に、当該業務における受託業者からの提出物についてチェックリストを作成 し確認するようにするなどチェック体制を強化した。

# 監査対象 |清田区土木部 監査委員の 第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に 指摘事項 行うべきもの ク 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの 雪堆積場管理業務の契約約款では、受託者が契約履行中に第 三者に損害を与えたときはその賠償の責めを負うものとしてい る。業務を受託するに当たっては、損害賠償保険に加入するこ とや、作業用車両については自動車損害賠償責任保険等に加入 することを義務付け、あわせて各保険証券の写しを提出させる こととしているが、これらを徴していないものがみられた。 契約事務において、受託者に提出を求めている書類は、役務 の適正な履行の確保のため必要なものであることを認識され、 今後は、契約関係書類等について、十分に確認のうえ、チェッ ク体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努め られたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

事故が起こった場合のリスクについて部内で情報を共有のうえ、再度各地区の書類の有無を確認し、受領漏れの書類をすべて受領した。

関係役務契約すべてでチェックリストを作成し、役割分担を明確にするなど

チェック体制を強化し、二重、三重の確認を徹底することとした。

監査対象	南区土木部
監査委員の	第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に
指摘事項	行うべきもの
	ク 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの
	雪堆積場管理業務の契約約款では、受託者が契約履行中に第
	三者に損害を与えたときはその賠償の責めを負うものとしてい
	る。業務を受託するに当たっては、損害賠償保険に加入するこ
	とや、作業用車両については自動車損害賠償責任保険等に加入
	することを義務付け、あわせて各保険証券の写しを提出させる
	こととしているが、これらを徴していないものがみられた。
	契約事務において、受託者に提出を求めている書類は、役務
	の適正な履行の確保のため必要なものであることを認識され、
	今後は、契約関係書類等について、十分に確認のうえ、チェッ
	ク体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努め
	られたい。

## ≪指摘に対する措置≫

係職員および各受託者に対し改めて周知を図るとともに、受託者から各種保 険証券写しの提出を受けた。

今後は、受託者に対し業務着手時の書類として保険証券写しの提出を求め、業務着手届と併せて部内決裁にて処理を行うこととした。

監査対象	経済観光局産業振興部
監査委員の	第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に
指摘事項	行うべきもの
	ケ 業務の履行確認及び検査等を適正に行うべきもの
	(ア) 役務契約の履行状況の管理及び履行検査に関する事務に
	おいて、業務の履行中に仕様等の変更が生じた場合には、
	改定契約を締結する等の必要があるが、履行状況の組織内
	における情報共有及び確認の不足により、これを行わない
	まま業務完了時において検査合格としているものがみられ
	た。
	a 札幌市就業サポートセンター等運営事業におけるセミ
	ナー開催において、新型コロナウイルス感染症によるセ
	ミナー中止に伴い、実施回数が仕様で定める回数を満た
	さなくなっていたもの
	b 札幌市産業振興センター電力量計交換等業務におい
	て、仕様と異なる計器に交換されていたもの
	今後は、関係規程等についての理解を十分に深めるとともに、
	特に施設の管理運営を委託している場合においては、現場の管
	理監督者との連携を深める等、情報共有体制及びチェック機能

の強化を図り、再発防止に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

#### aについて

過払分の戻入手続を進めるとともに、今後は履行内容の進捗状況を複数職員で毎月確認し、履行内容が変更となる可能性が生じた時点で係内で情報共有を行い、それを複数職員で確認することとした。また、完了届が提出されたときにも同様に複数職員で確認することで、組織的に事務処理の失念防止を徹底して講じることとした。

#### bについて

今後は、複数業者に確認を求めるなど、仕様に問題がないかどうかの事前チェックを徹底することに加え、仕様書上も使用する計器の調達・設置が困難な場合などは担当課へ遺漏なく連絡する旨を記載することとした。また、これらについて現場の管理・監督者(財団)との連携を密に行い、再発防止に取り組む。

なお、上記の再発防止策は、今年度の類似業務の発注時から速やかに講じているところであり、また、令和4年度の内部統制制度に係る特定リスクとして「委託業務における不十分な履行検査」を項目として定め、対応に取り組んでいるところである。

監査対象	市民文化局地域振興部
監査委員の	第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に
指摘事項	行うべきもの
	ケ 業務の履行確認及び検査等を適正に行うべきもの
	(イ) 役務の履行検査及び物品の納入検査等に当たっては、報
	告書等の成果品又は納品書及び納品された物品を、仕様書
	等と照合し、適切に履行等がなされているかを確認しなけ
	ればならないが、規定の理解不足等による以下の事例がみ
	られた。
	a 役務契約において、履行検査報告書がないため、検査
	が適正に行われたかどうか確認できないもの
	b 物品の製造請負について、仕様書で定めた数量を満た
	しているかの確認を行わないまま履行検査を実施し合格
	としているもの
	c 物品の製造請負について、検査が行われていないもの

#### ≪指摘に対する措置≫

#### aについて

令和2年度実施分の検査報告書について、支出処理時点では存在していたものと思料されるが、どの段階で、なぜ紛失したかは関係者への聞き取り調査においても不明であった。簿冊の容量超過により、き損した文書も散見されたため、保存期間における文書の適切な保管を徹底してまいる。

#### bについて

契約部数が仕様書どおりであることは、その後の発送業務を通じて確認は取っていたが、本来役務の履行検査について、仕様書に明示された内容が正しく履行されているかを検査するよう、契約に関する職場内研修等を通じて関係職員へ周知徹底する。

#### cについて

今後は同様の不備がないよう、適切な事務処理について、契約に関する職場 内研修等を通じて関係職員へ周知徹底し、支出命令時に確認するよう管理職も 含めたダブルチェックの体制を強化してまいる。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の	第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 契約に関する事務を適正に
指摘事項	行うべきもの
	ケ 業務の履行確認及び検査等を適正に行うべきもの
	(ウ) 汚泥処理施設総括管理業務の仕様の中で、施設紹介用ビ
	デオ(DVD4枚)を作成するよう定め検査合格としてい
	るが、組織としての確認不足等により貴部が成果物を受領
	した時期や所在などが判然としなかった。
	今後は、業務の履行状況を確実に把握したうえで検査を
	実施するなど、適正な事務の執行に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

納品確認を行う場合は、成果物を受領した時期や所在などを明確に記録した納品確認書等にて業務の履行状況を確実に把握し検査を実施することとした。

監査対象	病院局
監査委員の	第1 指摘事項/2 支出事務/(2) 支払期限を守るべきもの
指摘事項	「札幌市病院局物品・役務契約等事務取扱要領」に基づき、契
	約書及び請書を省略した物品の対価の支払いに当たり、支払請求
	があった日から15日を過ぎて支払われている事例がみられた。
	対価の支払時期は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」
	により、支払の期限を書面で明らかにしない場合は、相手方が支
	払請求をした日から15日以内の日とみなすとされている。
	支払の遅延は、法に抵触していることはもとより、遅延利息の
	発生や事業者からの信用低下を招く恐れもある。
	資金繰りの関係から、支払時期を集中させていることに起因す
	るものであるが、15日以内に支払うことが困難と見込まれる場合
	は、支払期限を明記した発注書の交付等、あらかじめ契約条件を
	明示しておくなど、適正な事務の執行に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

15 日以内の支払いを要するものと要しないものについて理解しやすく記載した通知文を経営管理部内に送付し、支払期限について法令を遵守するよう周

知した。

また、支出審査においても支払期限のチェックを徹底し、誤りのある支出に 対しては改めて個別に通知するなどの対応を行っている。

# 市民文化局地域振興部 監査対象 監査委員の 第1 指摘事項/2 支出事務/(3) 補助金の交付等に関する事 務を適正に実施すべきもの 指摘事項 町内会等の集会施設を対象として、建築補助金と解体補助金の 2つをそれぞれ異なる要綱により運用している。 このため、過去に建築補助金を受けた施設(以下「補助施設」 という。)について、解体補助金を利用して処分等する場合には、 解体補助金の申請に加え、建築補助金要綱に基づく処分に関する 届出も行って市長の承認を得る必要がある。 しかしながら、解体補助金の申請と決定をもって補助施設の処 分の承認とみなした事例がみられた。 こうした事務処理は各要綱を包括的に運用したことに起因する と考えられるが、それぞれの要綱に従い適正な運用に留意された 一方、それぞれの要綱に基づき手続きを行う場合、事務が煩雑 となり指摘のようなリスクが生じている。 今後、補助施設については、老朽化による処分の増加に伴い、 解体補助金の利用が進むと考えられることから、要綱の見直し等 により事務手続きの簡素化による負担軽減を図り、事業の効率化 に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

制度を利用する市民の立場からは「解体補助金の承認」=「施設処分の承認」と受け止めることが自然であり、行政手続きの効率性及び市民手続きの利便性からも、二つの異なる申請及び決定を行うことは非効率であると考えられるため、今後は、それぞれの要綱及び事務フローを見直し、市民・行政双方の事務効率化を図ることを検討してまいる。

監査対象	豊平区土木部
監査委員の	第1 指摘事項/3 財産管理事務/(1) 公有財産の管理に関す
指摘事項	る事務を適正に行うべきもの
	所管する公有財産については、少なくとも年1回以上は現地調
	査を行い、その状況及び処理経過を公有財産実地管理記録調書に
	記録し、また、管理上適切を欠くものについては必要な措置を講
	ずることとされているが、以下の事例がみられた。
	ア 所管する公園について、令和2年度以降現地調査を行って
	いなかった。
	公有財産の現地調査は、公有財産管理主任等の義務であり、

維持管理上重要なものである。また、その結果を異常の多少 又は有無に関わらず同調書に記載しておくことは、将来の問 題発生時にも役立つものである。

長期間現地調査が行われていない現状は、容認できるものではなく、速やかに改善を図るとともに、今後は、公有財産の管理の重要性に留意し、関係規程等に基づき適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

令和4年度は、現地調査が未実施の公園がないよう、課内で調整を行い、計画的に実施することとした。

# 監 査 対 象 | 清田区土木部 監査委員の 第1 指摘事項/3 財産管理事務/(1) 公有財産の管理に関す る事務を適正に行うべきもの 指摘事項 所管する公有財産については、少なくとも年1回以上は現地調 査を行い、その状況及び処理経過を公有財産実地管理記録調書に 記録し、また、管理上適切を欠くものについては必要な措置を講 ずることとされているが、以下の事例がみられた。 イ 自らが所管する公有財産であることの認識が無かったこと により、同調書が備えられていないものがみられた。実質的 な管理業務を行っており、所管部局であるにも関わらず、長 期間に渡り同調書の作成を見落としていたことは、組織的な 管理が不十分であったものである。 今後は、公有財産の管理の重要性に留意し、関係規程等に 基づき適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

令和4年度を起点として記録調書を作成するなど、関係書類一式を整理した。

これまで、指定管理者に対してカラスの巣や樹木の枝払いなどについての苦情・要望があった場合は、当部の職員が現地確認を行っているほか、近年、公園周辺に熊が出没するため、定期的に公園の内外をパトロールしていることなどから、結果として、公有財産管理要領で定める財産管理は行ってきていたが、今後は、他の公園と同様、確実に財産管理を行っていく。

監査対象	南区土木部
監査委員の	第1 指摘事項/3 財産管理事務/(1) 公有財産の管理に関す
指摘事項	る事務を適正に行うべきもの
	所管する公有財産については、少なくとも年1回以上は現地調
	査を行い、その状況及び処理経過を公有財産実地管理記録調書に
	記録し、また、管理上適切を欠くものについては必要な措置を講
	ずることとされているが、以下の事例がみられた。

ウ 確認不足等により同調書が備えられておらず、現地調査も 行われていないものがみられた。

今後は、公有財産の管理の重要性に留意し、関係規程等に 基づき適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

未作成の公有財産実地管理記録調書は全て作成し、現地調査も実施した。 今後は、他の公園と同様、確実に財産管理を行っていく。

監査対象	南区土木部
監査委員の	第1 指摘事項/3 財産管理事務/(2) 公有財産の貸付に関す
指摘事項	る事務を適正に行うべきもの
	公有財産の貸付に当たり、使用許可期間の更新を受けようとす
	る者は、期間満了日の60日前までに申請書を市長に提出しなけれ
	ばならないとされているが、これを期限までに提出させていない
	ものがみられた。

#### ≪指摘に対する措置≫

申請者に交付している使用許可書自体に、更新を受けようとする場合には、期間満了日の 60 日前までに申請書を提出するように、また、具体的な提出期限の目途として「1月10日頃までに」と明記した。併せて担当者が、継続的な許可申請が見込まれる許可案件に関する年間スケジュールを作成し、上司と情報共有を行い、申請者が更新期限に遅れることが無いよう、必要に応じて催促するなどの対応を行うことで、申請者と市の双方において、継続的に適切な申請・許可を行う仕組みに改善した。

さらに組織上の対応策として、部で共有するサーバーに、【事務遂行上の注意(必ず一読すること)】フォルダを作成し、過去に監査で指摘を受けた内容や、指摘には至らなかったものの、適正でない事務処理を行ってしまったケースなど、特に注意を要する内容を、ひと目で分かるようなタイトルを付けて保存し、部内の職員全体で共有するよう改善する。

このフォルダは、役職者を含むすべての職員の引継書に記載し、担当者が交代した際にも、適正な事務処理が継続的に行えるようにする。

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の	第1 指摘事項/3 財産管理事務/(3) 備品及び借受物品の出
指摘事項	納管理に関する事務を適正に行うべきもの
	備品及び借受物品の出納管理に関する事務において、以下の事
	例がみられた。
	ア 備品が備品出納簿及び同使用簿に記載されていないもの
	イ 備品出納簿の受入金額を誤って記載しているもの
	ウ 物品を廃棄する際は、不用物品処分伺書により所定の決裁
	を受けることとされているが、この不用決定手続きを行って
	いないもの

- エ 借受物品が備品出納簿及び同使用簿に記載されていないもの
- オ 備品出納簿及び同使用簿において、契約期間満了となっている借受物品の返納の記載がないもの

#### ≪指摘に対する措置≫

#### ア・オについて

指摘を受け、直ちに備品出納簿・使用簿を整備した。また、今後、同様の事例が発生しないよう、経理担当者、各業務主任及び物品分任出納員が相互に確認の上、納品又は返納後速やかに備品出納簿・使用簿への記載を徹底することとした。

今後の再発防止に向けては、物品分任出納員の任免時に適切に引継ぎがされるよう、備品出納簿・使用簿に今回監査の経過について記録・保管を行う。 イーオについて

指摘を受け、直ちに備品出納簿・使用簿及び不用物品処分伺書について是正を行った。再発防止策として、備品出納簿・使用簿に注意文を貼り付けた。 環境事業部としての措置について

以上の対応策が、担当者の変更後も適切に引き継がれ、継続的に実施されるよう、「備品出納簿・使用簿」の裏表紙に注意文を貼り付けた。また、指摘を受けた事項等について研修を実施することとした。

監査対象	市民文化局地域振興部
監査委員の	第1 指摘事項/4 行政運営事務/(1) 前回の監査時にみられ
指摘事項	た不備の改善を適切に実施すべきもの
	前回実施した令和元年度第1回定期監査において不備がみられ
	た事務のうち、以下の事例について、今回の監査でも同様の不備
	がみられた。
	ア 契約書等を取り交わし、又は徴したときは、これらの書類
	をその課所の課長等まで供覧することとなっているが、これ
	が行われていないもの

## ≪指摘に対する措置≫

指摘を受けて、速やかに供覧処理を実施した。

今後は監査指摘事項を局内に共有することに加え、局内職員を対象に指摘事項に関する研修会を速やかに実施することで、改めてチェックを徹底してまいる。

監査対象	市民文化局地域振興部
監査委員の	第1 指摘事項/4 行政運営事務/(1) 前回の監査時にみられ
指摘事項	た不備の改善を適切に実施すべきもの
	前回実施した令和元年度第1回定期監査において不備がみられ
	た事務のうち、以下の事例について、今回の監査でも同様の不備
	がみられた。

イ 市民まちづくり活動促進助成金の交付金額の確定・精算等の事務処理において、助成対象とした事業の一部の使途(経費)について、予・決算書で計上した上で支出証ひょう書類は提出されているものの、事業報告書において具体的な実施内容等に関する記述がないもの

#### ≪指摘に対する措置≫

今後は、チェックの徹底について関係職員及び関係ラインへ周知徹底するとともに、対象団体にも適切な報告を求める。加えて、関係者のマニュアルや引継書に本件について注意喚起を行う文言を追記し、職員の異動があっても本件が確実に引き継がれる体制を構築するものとした。

監査対象	市民文化局地域振興部
監査委員の	第1 指摘事項/4 行政運営事務/(1) 前回の監査時にみられ
指摘事項	た不備の改善を適切に実施すべきもの
	前回実施した令和元年度第1回定期監査において不備がみられ
	た事務のうち、以下の事例について、今回の監査でも同様の不備
	がみられた。
	ウ 備品及び借受物品の出納管理に関する事務において、以下
	の事例がみられた。
	(ア) 購入した備品が備品出納簿及び同使用簿に記載されて
	いないもの
	(イ) 備品出納簿における借受物品の受入金額欄に金額を記
	載せず「借受」とのみ記載しているもの

## ≪指摘に対する措置≫

関係規則の認識不足等により、記載内容の漏れや誤りがあり、既に記載内容 を是正した。

今後は監査指摘事項を局内に共有することに加え、局内職員を対象に指摘事項に関する研修会を速やかに実施するとともに、人事異動による引継ぎ漏れ等を防ぐため、年度当初に研修資料の共有を図る。

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の	第1 指摘事項/4 行政運営事務/(2) 公文書の取扱いに関す
指摘事項	る事務を適正に行うべきもの
	札幌市要介護者等ごみ排出支援事業(さわやか収集)の対象者
	が、要綱に規定される休止事由に該当した場合に提出する「さわ
	やか収集中止・休止届出書」について、公文書として適切な保存
	を行わなければならないところ、一部保管されていないものがみ
	られた。
	こうした事務は、組織としての情報共有の在り方及び基本的な
	事務取扱に対する理解不足等に起因すると考えられるが、公文書
	は市民の知る権利を具体化するために必要な市民共有の財産であ

ることから、今後は、組織として情報共有体制の強化を図り、関係規程等をしっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、適切な管理に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

直ちに、文書の保存年限の確認及び事務を担当する職員で、事務処理方法、 様式の再確認を行い、要綱やマニュアル、様式集に従った正しい事務処理に是 正するとともに、人事異動後においても誤って文書を処分しないよう保存年限 について、ファイル保管場所に改めて明示し、是正を行った。

また、次年度以降、人事異動時及び要綱やマニュアル、様式の改定時においては、確実に正しい事務処理や様式を使用できるよう、事務を担当する職員で研修を行い、事務処理方法、様式の確認を行っていく。

なお、要綱及びマニュアルを所管する課(業務課)においては、当該業務の事務処理を行う市内6か所にある清掃事務所に対し、文書の保存・保管について改めて関係職員へ周知するとともに、文書の保管状況を確認、また保存年限の一覧表の作成のうえ関係簿冊の裏表紙や保管庫前など常時目につく場所に添付するように指示を行った。

併せて、毎年度新任ごみパト隊研修時に、公文書については保存年限(年度末に完結するため、翌年度4月1日から起算して少なくとも1年以上)までは正しく保管する旨の説明をするとともに、定期的に清掃事務所間で事務処理について相互チェックを行っていくこととした。

#### 監 査 対 象 | 下水道河川局事業推進部

# 監査委員の 指摘事項

第1 指摘事項/5 その他の事務/(1) 雨水流出抑制に関する 事務を適正に行うべきもの

貴部は、「札幌市雨水流出抑制に関する指導要綱」に基づき、 流出量の多い大規模施設の設置者に雨水流出抑制の対策への協力 を依頼している。

当該設置者は、工事完了後に工事記録写真等を添付して完了報告書を提出することとなっているが、組織としての提出書類の確認不足等により、未提出のものが複数あることが確認された。

市は設置者に対して、雨水流出抑制に関する情報提供及び技術的助言を行う立場にあることからも、今後は、当該要綱に基づいた事務取扱及び業務の進捗管理などの適正な事務の執行に努められたい。

## ≪指摘に対する措置≫

計画書に記載の工事終了日から1週間経過後を目途に、事業者へ電話やメールにより状況を確認し、完了報告書を指導することとした。

提出を受けた計画書及び完了報告書の内容を一覧表として整理している電子ファイルをもとに、月に一度、課長まで完了報告書の提出状況を報告し、未提出となっている事業者に対しては、改めて提出するよう指導することとし

た。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の	第1 指摘事項/5 その他の事務/(2) 公用車の始業点検に係
指摘事項	る事務を適正に行うべきもの
	貴局では、公用車を運転する際には事前に始業点検を行い、そ
	の結果を運転日報や始業点検表に記載することとなっているが、
	以下のような事例がみられた。
	ア 日報表面には始業点検時刻の記載があるが、裏面の始業点
	検表に点検結果のチェックがないもの
	イ 日報表面の始業点検時刻の記載がないにもかかわらず、裏
	面の始業点検結果のチェックはあるもの
	ウ 日報表面の始業点検時刻及び裏面の始業点検結果のチェッ
	クの記載がないもの

# ≪指摘に対する措置≫

点検確認漏れ等の防止に向け、以下によりチェック体制の強化と役職者を含めた組織全体の認識共有を図り、後年次にわたり適切な状態を継続させる取組を始めた。

- ・始業点検表は複数人が確認するよう、担当者確認欄を設けた様式に部内統 一する。
- ・運転命令・許可にあたっては、運転日報に始業点検表を必ず添付して所属 長決裁を受けるものとする。
- ・各課相互に牽制作用が働くよう、今後の内部監査の場を活用し状況を確認する。

## (2) 令和 4 年度第 1 回定期監査 (工事監査) 関係

監査対象	水道局給水部
監査委員の	第1 指摘事項/1 工事設計/(1) 旅費交通費の積算を適正に
指摘事項	行うべきもの
	「設計業務等標準積算基準書」では、旅費交通費の算出につい
	て、業務に係るすべての直接人件費に対し、該当する率を乗じた
	額を旅費交通費として積算することと定められている。
	今回監査した土木設計業務において、直接人件費のうち、設計
	協議と現地調査にのみ該当する率を乗じた額を旅費交通費として
	積算している事例がみられた。
	この事例については、一部の工事担当課において当該積算基準
	に対する職員の理解不足があったこと、及び本市で運用している
	積算システムを使用せず、独自の方法で積算していたことが原因
	と考えられる。
	今後、このようなことがないように、基準等を確認するととも
	に、積算方法を見直すなどの再発防止に向けた取組みを講じて、
	適正な工事設計に努められたい。
// +P. ++ 1 - + + -	ᆂᇃᄴᄝᅳᇄ

## ≪指摘に対する措置≫

旅費交通費の積算方法や積算時における基準書の十分な確認をするため、土 木設計業務発注課でそれぞれ研修を実施した。

また、設計、検算、審査時におけるチェック体制の強化を図るため、局担当 課が設計チェックリストを新たに作成し、関係課にメール周知した。

さらに、本事例を含む土木設計業務の積算に使用している表計算ソフトに、 局担当課が最新の積算基準を反映し、一元的に管理することとした。

具体的には、積算基準等の改訂があった場合には、局担当課が表計算ソフト を更新し、関係課に送付することで、一元的に管理し局内統一性を確保する。

監査対象	東区土木部
監査委員の	第1 指摘事項/1 工事設計/(2) 測量業務の積算を適正に行
指摘事項	うべきもの
	「札幌市設計業務等積算基準」では、測量業務は、地域や地形、
	その他の現場条件によって作業効率が異なることから、対象地域
	の実情を反映した内容で積算することと定められている。
	今回監査した測量業務において、当該業務箇所の大部分を占め
	る地域区分(*)を選定せず、他の地域区分を選定して積算している
	事例がみられた。
	この事例については、当該積算基準に対する職員の理解不足及
	び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。
	今後、このようなことがないように、基準等を確認し再発防止
	に向けた取組みを講じて、適正な工事設計に努められたい。

(\*) 地域区分:用途地域及び家屋の密集度合いなどにより定められた区分

## ≪指摘に対する措置≫

測量業務発注の決裁時に、地域区分の選定の参考となる用途地域図の資料を添付するとともに、チェックシートにも、二つ以上の区分に跨る場合の選択の考え方を追記し、検算・審査等を行うこととした。

また、係会議においても、発生事例の周知を行い、新たなチェックシートの 使用等について周知を図った。

監査対象	東区土木部
監査委員の	第1 指摘事項/2 工事監理/(1) 道路使用許可条件を遵守す
指摘事項	べきもの
	「道路交通法」では、道路において工事若しくは作業をしよう
	とする者は、工事場所を管轄する警察署長の道路使用許可を受け
	なければならないと定められている。
	今回監査した街路灯塗装工事において、この許可条件として施
	工時間帯を9時から17 時までとされていたが、工事写真の原本デ
	ータを確認したところ、この時間帯よりも早い時間帯で街路灯の
	塗装作業を行っている事例がみられた。
	発注者は受注者から提出された道路使用許可条件を確認はして
	いたものの、受注者には許可条件を守るという意識が欠けていた
	ことが原因と考えられる。
	公共工事を執行するにあたり、関係法令の遵守は必須であるこ
	とから、今後、このようなことがないように受注者を指導し、適
	切な工事監理に努められたい。

## ≪指摘に対する措置≫

係会議において、本事例について周知を図るとともに、受注者には、工事着 手時などの機会に、関係法令遵守について周知・指導を行っている。

- 2 意見に対する対応(令和4年度監査報告第3号に掲載された意見に係るもの)
  - (1) 令和 4 年度第 1 回定期監査(事務監査)関係

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の	第2 意見/1 接続負担金の賦課算定事務について
指摘事項	接続負担金については、排水設備設置者から提出される資料に
	基づき担当職員が賦課算定を行い、複数職員による確認、決裁を
	経て接続負担金額確定通知書を交付している。
	また、その後のしゅん工検査に基づく算定においても、排水設
	備の変更により接続負担金の増額が生じる場合は、同様に決裁を
	経て変更通知書を交付している。
	その一方で、軽微な変更で接続負担金に増減が生じない場合や
	変更により減額となる場合には、算定結果にかかる決裁を得てい
	ない。
	しゅん工検査に基づく算定においては、増額が生じる場合以外
	にあっても、誤りや行き違いを防止する観点から、算定や減額時
	の通知連絡などの現状の事務について、改善の余地がないか検証
	されるよう要望する。

#### ≪指摘に対する措置≫

接続負担金賦課の算出元となる最大汚水量の増減の有無にかかわらず課長まで報告するように様式を見直した。

監査対象	経済観光局産業振興部
監査委員の	第2 意見/2 調達する業務内容の精査について
指摘事項	事務室のレイアウト変更準備のために行った2つの役務契約に
	おいて、調達内容の精査不足により、業務の一部である図面作成
	が重複しているものがみられた。
	業務を受託しようとする者は、仕様書の業務内容により見積る
	ことから、業務内容が縮減されることにより、契約金額について
	も低減が見込まれるものである。
	このため、今後の仕様書の作成に当たっては、最少の経費で最
	大の効果を挙げられるような合理的な内容であるかどうかについ
	ても、検討されることを要望する。
	なお、事務室等のレイアウト変更業務に当たっては、「事務室
	等のレイアウト変更業務に係る適正な契約事務の執行について」
	(平成28年2月10日付け札法第1308号総務局長・札契管第2044号
	財政局契約管理担当局長通知)を参照されたい。
~ 1E 1= 1 = 1 =	L 7 14 W %

## ≪指摘に対する措置≫

本意見を受け、仕様書の検討等において、複数職員によるチェックを行うことはもちろん、一連の複数業務がある場合には履行内容の切り分け方が適切かどうかの確認を改めて徹底して行うこととした。

今後、委託事務等の発注に当たっては、これまで同様各種契約事務ハンドブック等を参照することに加え、関連する通知等がないかを確認の上、検討を行うこととした。

監査対象	病院局
監査委員の	第2 意見/3 契約内容等の見直しによる経済性や効率性の向
指摘事項	上について/(1) 保守契約に係る契約内容の検討について
	医療機器の保守について、定期点検と故障時における修繕(オ
	ンコール対応)を併せて一つの契約として専門業者に委託してい
	るが、年間をとおしてオンコール対応の実績がない機器が散見さ
	れた。
	こうした機器については定期点検のみを委託し、修繕等は都度
	の契約にすることにより経費の節減を図ることができる場合もあ
	ることから、安全性を優先させつつ、費用対効果も考慮した契約
	内容について検討されるよう要望する。

#### ≪指摘に対する措置≫

オンコール対応を含む契約とする最大のメリットとして、修繕が必要な際に各診療科・部署から契約業者へ直接連絡することで速やかな対応が可能になる。夜間土日は経営管理部にて対応が行えないことから、対応できないことで診療や患者生命に多大な影響を及ぼす機器などは、有事に備えオンコール点検を含めた契約が望ましいものと考える。

保守対象としているものは土日祝日も使用するものや、患者の治療・手術の ために緊急で使用する可能性が高いものであるため、オンコール対応を継続す る必要がある。

しかし一部の契約については患者への影響が小さく、故障した際の緊急性も低いことから、保守業者にオンコール対応を含まない保守契約が可能か確認したが、オンコールを含めた保守プランのみの提供であり、オンコール対応を外すことはできないとの回答であった。よって、現行の保守を継続することとした。

監査対象	病院局
監査委員の	第2 意見/3 契約内容等の見直しによる経済性や効率性の向
指摘事項	上について/⑵ 印刷物の発注方法の見直しによる競争性や透明
	性の確保について
	様式類の印刷について、年に複数回、必要の都度、特定随意契
	約(小額)で同一事業者と契約している事例がみられた。また、
	毎月作成しているリーフレットの印刷についても、同様の事例が
	みられた。
	これらは、都度発注しなければならないものではなく、年間必
	要数の把握が可能と思われる。令和3年度契約金額からすると、
	まとめて発注した場合は特定随意契約(小額)以外の契約方法と

なり、競争性や透明性が確保できるとともに、事務の効率化も期待できることから、契約方法の見直しについて検討されるよう要望する。

#### ≪指摘に対する措置≫

今後は発行部数を見込み単価契約を検討するとともに、電子版の活用を検討していく。

# |清田区土木部 監査対象 監査委員の 第2 意見/4 役務契約に関する事務について 役務契約において、仕様書等で受託者に提出を求める書類の種 指摘事項 類は業務によってさまざまで、その数も多く、また、それぞれ提 出期限も異なっている。 契約内容の適正な履行の確保のため、提出書類の確認作業は重 要と思われるが、これらが十分になされてこなかったことにより、 必要な書類を徴取していないものが複数の業務でみられた。 役務契約については、貴部において内部統制制度の特定リスク 評価シートでは対策を徹底していると判断していたため、リスク として認識されていなかったが、対応策が不十分、また徹底され ていなかったものである。 今後は特定リスクに設定し、対策を行うとのことではあるが、 同様の誤りを防ぐため、リスク対応策を改めて部内職員へ周知徹 底し、更なるチェック体制の強化を図るなど、内部統制制度の着 実な運用に留意し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

事故等が起こった場合のリスクについて部内で情報を共有のうえ、再度各契約の書類の有無を確認し、受領漏れの書類をすべて受領した。

再発防止策として、関係役務契約すべてでチェックリストを作成、役割分担を明確にするなどチェック体制を強化し、二重、三重の確認を徹底することとした。

また、内部統制制度の"提出書類の受領漏れのリスク"を特定リスクに設定し、定期的に再評価を行い、継続して再発防止に努めていくこととした。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の	第2 意見/5 役務の履行検査に係る事務について
指摘事項	下水道管路保全業務全般の業務主管課は管路保全課であるが、
	業務完了時の履行検査の際、貴局の定めた要領等に基づき施設管
	理課の係員を検査員としている。検査報告については、施設管理
	課長の押印があり、管路保全課長へは業務担当者が後日口頭によ
	り報告している。
	上記のとおり、下水道管路保全業務の執行体制は2課にまたが
	っており、この特異な状況が事務誤りの誘発や進捗管理の妨げと

ならないか懸念される。

また、業務主管課の課長が履行検査の結果を把握することは、 役務契約に係る一連の進捗管理を行う上でも重要である。 下水道管路保全業務の執行体制が現在の貴局の組織と照らして最 適であるのか、また、検査報告を管路保全課長へ行った証跡を残

すことの必要性について、改めて検討されるよう要望する。

## ≪指摘に対する措置≫

下水道管路保全業務については、札幌市及び下水道河川局の規定・要領等である「札幌市工事施行規程」、「札幌市下水道河川局事業推進部における工事等の設計図書の審査及び検査実施要領」及び「「札幌市下水道河川局事業推進部における工事等の設計図書の審査及び検査実施要領」の運用について」に則り業務執行を行っている。

また、これらの規定・要領等に基づく工事や業務等の審査及び検査については、事業推進部施設管理課管理計画係が施行するものと定めており、その目的は、土木系の工事や業務等の審査及び検査を一元化し、統一的な対応と事務処理の効率化を図るためあることから、非常に有益かつ効率的であるため、下水道管路保全業務の執行体制は適正であるものと認識している。

このような業務執行の現状を踏まえて、今回の意見にある証跡を残すことの 必要性について検討を行っていく。

監査対象	消防局総務部
監査委員の	第2 意見/6 特殊勤務手当の支給に関する事務について
指摘事項	消防局職員を対象とする特殊勤務手当は種類が多く、従事頻度
	も高いため、計算誤り等による追給、戻入が年間多数発生してお
	り、手当支給のための事務作業に係る職員の負担も大きいのでは
	ないかと推測する。
	例として、出動報告管理と特殊勤務手当支給管理を電算システ
	ム上連携させるなど、事務誤りの減少及び職員の負担軽減を図る
	ことについて検討いただきたい。

#### ≪指摘に対する措置≫

相互の電算システムを連携させることについては、現行の人事給与システム を導入する際に検討したところですが、当時のシステム仕様では連携させた場合、特殊勤務に従事した出動の1件ごとに申請が必要となる等、かえって事務 が煩雑化するものとなっていたため、連携を見送ったという経緯がある。

しかしながら、御意見のとおり、相互のシステムを連携することは、事務誤りの減少及び職員の負担軽減に寄与するものと考えておりますので、関連部局と協議をし、システム改修・更新の時期も考慮に入れながら、引き続き、事務改善に取り組んでまいりたい。

#### 監 査 対 象 消防局総務部

# 監査委員の 指摘事項

|第2 意見/7 車両管理に関する事務について

車検・定期点検整備の車両引渡及び引取時の際は、車両運行に必要な書類を確認し、車検証及び自賠責保険証明書の有効期間などの必要事項を「確認書」に記載し、車両引取後に所属長の決裁を受け、最新のものを自動車台帳に編さんする、とされているが、車検・定期点検時に「確認書」が用いられていない事例がみられた。

この運用は、令和元年の総務部長通知によって開始されたとのことだが、その後の確認や再周知等がなかったため、上記のような事例がみられたものと推測する。

車検証は「道路運送車両法」、自賠責保険証明書は「自動車損害賠償保障法」において、備え付けなければ運行の用に供してはならないとされており、市民の安全・安心を守る消防局の車両において、万が一不備等があった場合には、市民の信頼を損ねることにもなりかねない。

多数の車両を有する消防局において、車両管理が適正に行われることは極めて重要なことであり、通知後の確認や定期的な再周知等により、通知の運用が確実に行われるよう努められたい。

## ≪指摘に対する措置≫

「車両運行に必要な書類管理の徹底並びに車両引渡及び引取時における車両確認の徹底について(周知)」(令和4年8月2日付け札消施第505号)を発出し、当該運用の再周知を図った。

また、局所管課である施設管理課から毎月、車検及び定期点検に係る予定表を事務連絡で送付しているところ、今後は上記の通知を添付することとし、定期的に当該運用を確認することができる体制とした。

## 監 查 対 象 下水道河川局事業推進部

# 監査委員の 指摘事項

第2 意見/8 普通河川における無許可橋りょう等の是正・指導について

令和元年7月に策定された当該業務のマニュアルに基づいて無許可橋りょう等の調査を開始しているが、実地監査時においてまだ調査が終了していなかった。調査終了後は、所有者への各種指導等が必要となることから、業務完了までには相当な時間を要すると考えられる。安全管理面から早急な対応が必要なものもあり、また、許可申請を行って既に占用料を払っているものと払っていないものとの不公平は、調査及び指導等が長期化するほど広がる。当該業務の一部を業者へ委託する、又は、担当部署内の業務の

当該業務の一部を業者へ委託する、又は、担当部署内の業務の 見直しによる 当該業務への人員の振り分けなどの検討を行い、速 やかに業務の迅速化を図られるよう要望する。

## ≪指摘に対する措置≫

現在、当課においても無許可橋梁の是正は早期に図る必要があると認識して

おり、平成 27 年度機構改革により、既に人員配置見直しを行い不法占用対応 等の業務にあたっているほか、占用料が発生する案件を優先的に処理するな ど、現行体制の中で工夫しながら作業に当たっている。

また、業務の委託化については、作業の性質上、現地調査が可能と考えられるが、現地調査が必要な橋梁数に対し、既に約8割が昨年度までに完了しており、残りについても今年度中に完了する見込みであるため、引き続き職員が行うべきと考えている。

なお、現地調査完了後の主な作業となる、所有者と直接折衝しながら無許可 状態の是正については、折衝の中で対応方針を決定していく必要があるため、 委託化は困難と考えている。

前述の通り現行体制の中で工夫しながら作業に当たっているところであるが、今回処理すべき無許可橋梁が814橋と多く、業務の迅速化にも限界があることから、体制強化を図り早期解決を目指すための人員要求も併せて行っているところである。